

TaxFlash



移転価格文書化の新規則

インドネシア財務大臣は、移転価格文書化の新たな要件を規定する、財務大臣規則 No.213/PMK.03/2016 (財務大臣規則第213号)を2016年12月30日に公布し、当該規則は同日付で効力を生じました。したがって、当該規則の要件は、2016年12月30日以降に終了する課税年度に適用されます。

財務大臣規則第213号は既存の移転価格関連規則を取り消すものではありません¹⁾。ただし、財務大臣規則第213号は既存の規則との間に矛盾が生じる場合は、既存の規則に優先します。

財務大臣規則第213号では、移転価格文書(TPD)の要件として以下の文書の作成を義務付けています。

- a. マスターファイル
- b. ローカルファイル、および/または
- c. 国別報告書(CbCR)

全体として、上記のインドネシア国内における要件は、OECDのBEPS行動計画13と概ね一致しています。これは東南アジア最大の経済規模を誇るインドネシアにとって歓迎すべき政策動向であり、多国籍企業にとりインドネシアでの移転価格管理に一定の確実性を与えるものと考えられます。

¹⁾ 国税総局長官規則 No.PER-43/PJ/2010(現在は、国税総局長官規則 PER-32/PJ/2011により改正)

マスターファイル及びローカルファイル

関連者との取引があり、かつ以下のいずれかの条件に該当する納税者は、マスターファイル及びローカルファイルを作成し、保持しなければなりません。

- a. 前年度の売上総額が500億ルピアを超えること²、または
- b. 前年度における関連者との取引額が以下に規定する基準を超えること。
 - 1) 有形資産の取引の場合、200億ルピア³、もしくは
 - 2) サービス、利息、無形資産を対象とする各取引、またはその他の関連者間取引の場合、50億ルピア⁴、あるいは
- c. インドネシアの法人税率よりも税率の低い軽税率国・地域に居住する当事者との間に関連者間取引を有すること

上記の条件(c)について具体的な基準額が設けられていないため、納税者は取引相手が居住する国・地域の法人税率を特定する必要があります。したがって、関連者間取引の相手が居住する国・地域の法人税率がインドネシアのそれよりも低い場合、たとえ少額な取引であってもマスターファイル及びローカルファイルの作成が要求されることになります。

また、「売上総額」は、割引、リベート及びその他の控除を差し引く前の、サービスまたは主要事業活動から得られる売上額を指すことにも留意しなければなりません。さらに、納税者が(前年度に)営業した期間が12ヶ月に満たない場合、売上総額と関連者間取引額は上記の基準額と比較される前に年額換算されなければなりません。

マスターファイル作成要件

マスターファイルは、企業グループに関して、最低でも以下のすべての情報を網羅しなければなりません。

1. 組織構造および資本関係、並びに各事業体が居住する国/地域、
2. 従事する事業活動の種類、
3. 所有する無形資産、
4. 財務活動、及び
5. 親会社の連結財務諸表、並びに関連者間取引に関する税務情報

さらに、これらの広範な開示内容を補完するために、財務大臣規則第213号ではOECDのBEPS行動計画13におけるマスターファイル作成要件と同様の最低要件を定めた詳細な附表も公布されています。

ローカルファイル作成要件

ローカルファイルは、インドネシア納税者に関して、最低でも以下のすべての情報を網羅しなければなりません。

1. 事業活動の内容と詳細、
2. 関連者間取引および独立企業間取引の情報、
3. 独立企業原則の適用状況、
4. 財務情報、及び
5. 価格の決定や利益水準に影響を及ぼす非財務事象または非財務上の事実

マスターファイル作成要件と同様に、財務大臣規則第213号ではOECDのBEPS行動計画13におけるローカルファイル作成要件と同様の最低要件を定めた詳細な附表も公布されています。財務大臣規則第213号では、ローカルファイルは事業の異なる特徴を記載するセグメントベースによる報告・提出を義務付けています。納税者におかれては、ご自身の移転価格ポジションの正当性を示し、事業体のセグメント別もしくは全体的な情報開示のどちらがより信頼性のある結果をもたらすかを評価するために、利用可能なデータの質と比較可能性を再確認されることを提案いたします。

² 参考までに、500億ルピアは本稿執筆時点で約370万米ドルに相当。

³ 参考までに、200億ルピアは本稿執筆時点で約150万米ドルに相当。

⁴ 参考までに、50億ルピアは本稿執筆時点で約37.5万米ドルに相当。

マスターファイル及びローカルファイルの作成に関するタイムライン

マスターファイル及びローカルファイルは課税年度の終了から4ヶ月以内に作成し提出可能な状態になっている必要があります。これらのファイルは、提出可能となった時点でインドネシア税務署への提出を義務付けられるものではありません。ただし、移転価格文書の提出が可能になった日付を明記した署名済みの声明文を移転価格文書に添付する必要があります。

これは、インドネシアの従来の「実務的な」移転価格税制と比較すると重大な変更点であると言えます。同様に、これは、マスターファイル及びローカルファイルが法人税申告書(CITR)の提出時点で提出可能になっていることを推奨するOECDのBEPS行動計画13と比較してもわずかに相違があります。なお財務大臣規則第213号では、納税者が法人税申告書の提出期限延長を利用できる場合であっても、マスターファイル及びローカルファイル作成の期限延長は規定されていません。

さらに、マスターファイル及びローカルファイル両方の作成を予定する多国籍企業にとって規定のタイムラインでは時間的制約が課せられる場合が考えられます。インドネシアの納税者が4ヶ月以内にマスターファイルを手しインドネシアのローカルファイルを作成するには、自身のステークホルダーとの綿密な協議が必要不可欠となります。

加えて、「サマリー」様式が法人税申告書とともに提出されなければなりません。この「サマリー」は実質的にはマスターファイル及びローカルファイルの内容のチェックリストであり、これらのファイルが提出可能になる日付を明記するものです。

マスターファイル及びローカルファイルの提出が要求される状況

国税総局長官は、以下の状況を受けて、マスターファイル及びローカルファイルの提出を要求することができます。

- a. コンプライアンス・モニタリング、一般税務調査、税務上の犯罪の暫定的証拠に関する税務調査、または査察
- b. 行政処分の異議申立て・軽減・取消手続、或いは誤った税額査定に対する軽減・取消・訂正手続

納税者は、現行の税務規則で規定されるタイムラインに従って、移転価格文書を提出しなければなりません。

上記の(a)の状況下で、納税者が規定のタイムラインの期限までに移転価格文書を提出しない場合、国税総局長官は納税者が作成した文書を税務規則に準拠した移転価格文書とはみなしません。納税者が移転価格文書を全く提出しない場合は、国税総局長官は納税者が移転価格文書の作成・保持義務の遵守を怠ったものと判断します。

国別報告書

OECDのBEPS行動計画13と同様に、インドネシアの規則では、以下のすべての条件に該当する企業グループのグループ会社には、国別報告書の作成・保持が義務付けられます。

- インドネシアの納税者が企業グループの単一もしくは複数のグループ会社を直接的または間接的に支配すること、
- インドネシアの納税者がインドネシア会計基準および/またはインドネシア証券取引所上場基準に基づき、連結財務諸表の作成義務を負うこと、及び
- 当年度の連結売上総額が最低でも11兆ルピアあること⁵

マスターファイル及びローカルファイルと同様に、売上総額は、割引・リベート・その他控除を差し引く前の、主要事業活動から得られた売上額を指します。

企業グループのグループ会社は、その親会社が居住する国・地域が以下のいずれかの状況に該当する場合、国別報告書を作成・保持しなければなりません。

- a. 国別報告書が要件として規定されていない、
- b. インドネシアと租税情報交換協定(EoI)を締結していない、または
- c. インドネシアとEoIを締結しているが、インドネシアが当該国・地域から国別報告書を手入できない

⁵ 参考までに、11兆ルピアは本稿執筆時点で約825百万米ドルもしくは約784百万ユーロに相当。

国別報告書の作成要件

国別報告書の主要部分(ワーキングペーパー)には以下の情報が含まれます。

1. 国/地域
2. 事業体の名称および納税者番号
3. 事業活動の種類
4. 売上総額:独立企業間取引と関連者間取引とで区分(支払い側の国・地域において、配当とみなされる支払いは除く)
5. 税引前利益(損失)
6. 納付済み法人税(現金主義ベース):源泉徴収分と自己納付分(外国税額控除を含む)
7. 納付期限到来法人税:財務諸表に基づく
8. 資本金
9. 利益剰余金
10. 正規雇用者の人数(独立した請負業者を含む場合がある)
11. 有形資産(現金及び現金同等物、並びに金融(通貨)資産を除く)

国別報告書の主要部分の情報は以下の項目にて表示されます。

- CbC-1 レポート(主に上記の(4)~(11)に関する国別情報を記載)
- CbC-2 レポート(国別の事業活動の種類を記載)、及び
- CbC-3 レポート(CbC-2 レポートに記載されないその他の情報を記載)

タイムライン

国別報告書は、課税年度の終了から12ヶ月以内に作成しなければなりません。

2016課税年度以降において、国別報告書は翌年度の法人税申告書の添付資料として提出しなければなりません。例えば、2016年12月31日に課税年度が終了した納税者は、2016年度国別報告書を2017年度法人税申告書とともに国税総局に提出しなければなりません。

データ、言語およびその他一般要件

マスターファイル及びローカルファイルは関連者間取引発生時点で利用可能なデータと情報に基づき作成されなければなりません。一方で、国別報告書はその報告対象課税年度の終了時点まで利用可能なデータと情報に基づき作成されなければなりません。この様な要件は、データの可用性には往々にしてタイムラグが生じることを考慮すると、納税者にとって重荷となる可能性があります。この様な状況に鑑み、当該要件の詳細を把握するために、国税総局と更なる連絡・協議を重ねることを私どもは提案いたします。当該要件を満たさない納税者は、独立企業の原則を適用していないものとみなされます。

インドネシアの従来 of 税務規則の変更を受けて、正式な移転価格文書は今後、インドネシア語により作成されなければなりません。外国語および外国通貨による帳簿の作成を認められている納税者は当該外国語により移転価格文書を作成することができますが、当該文書にはインドネシア語による翻訳文を添付する必要があります。

また財務大臣規則第213号では、納税者が移転価格文書の作成を義務付けられていない場合であっても、当該納税者は依然として独立企業の原則に従ってその関連者との取引を行うことが要求されます。したがって、インドネシア納税者におかれは、移転価格文書の作成は単なる「事務的」行為ではなく、むしろ納税者の移転価格設定ポジション及び税務調査を見据えたリスク管理戦略の一環であると認識することが重要であると言えるでしょう。

マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書のテンプレート、並びに必須項目に関する詳細は、[インドネシア財務省ウェブサイト](#)(インドネシア語)をご参照ください。

上記のインドネシア税務アップデートに関してご質問等ございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim
dany.karim@id.pwc.com

Deny Unardi
deny.unardi@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh
felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryosuke R Seto
ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id

 [PwC Indonesia](https://www.linkedin.com/company/pwc-indonesia)

 [@PwC_Indonesia](https://twitter.com/PwC_Indonesia)

 [@pwcindonesia](https://www.facebook.com/pwcindonesia)

 [PwC Indonesia](https://www.youtube.com/PwCIndonesia)

 [pwc_indonesia](https://www.instagram.com/pwc_indonesia)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2017 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.